

受動喫煙による健康被害をなくそう!



スワンさん

「健康増進法の一部を改正する法律」により
2020年4月1日以降は、
飲食店や事業所等多くの方が利用する施設は、
原則「**屋内禁煙**」です。

- 技術的基準^{*1}を満たした喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室の設置が可能です。
- 既存特定飲食提供施設^{*2}のみ、喫煙可能店(店舗全体を喫煙可とすること)や喫煙可能室(喫煙室内で飲食可、技術的基準^{*1}を満たす必要あり)を設置することができます。ただし、所在地を管轄する保健所(静岡市の場合は市役所)に届出が必要です。
- 喫煙できる場所には利用者も従業員も20歳未満の方の立入りが禁止されます。

※1：[技術的基準] ①入り口における室外から室内への風速0.2m/秒以上 ②壁、天井等によって区画されている ③たばこの煙が屋外に排気されている
※2：[既存特定飲食提供施設] ①客席面積100㎡以下 ②個人経営又は資本金5,000万円以下 ③2020年3月31日までに営業許可を受けている



スィマウスさん

屋内に喫煙場所を設置する場合は、
「**標識掲示**」義務化。

飲食店は、静岡県受動喫煙防止条例に基づき、
禁煙の場合も標識掲示をお願いします。

- 標識の内容等詳細は裏面をご確認ください。
- 義務違反時には指導・命令・罰則等が適用されることがあります。

お店に
入る時にわかると
安心だね!

マスターさん

詳細はこちらへ

改正健康増進法の詳細は
厚生労働省ホームページをご覧ください。

なくそう!望まない受動喫煙

検索



静岡県受動喫煙防止条例の詳細は
静岡県健康増進課ホームページをご覧ください。

静岡県 受動喫煙防止

検索



各種お問い合わせ

- | | | |
|---------------------------------|--------------------------------|---------------|
| 静岡県 | ■健康福祉部健康増進課 / 静岡市葵区追手町9-6 | ☎054-221-2433 |
| | ■賀茂健康福祉センター(保健所) / 下田市中531-1 | ☎0558-24-2037 |
| | ■熱海健康福祉センター(保健所) / 熱海市水口町13-15 | ☎0557-82-9126 |
| | ■東部健康福祉センター(保健所) / 沼津市高島本町1-3 | ☎055-920-2112 |
| | ■御殿場健康福祉センター(保健所) / 御殿場市竈1113 | ☎0550-82-1224 |
| | ■富士健康福祉センター(保健所) / 富士市本市場441-1 | ☎0545-65-2151 |
| ■中部健康福祉センター(保健所) / 藤枝市瀬戸新屋362-1 | ☎054-644-9280 | |
| ■西部健康福祉センター(保健所) / 磐田市見付3599-4 | ☎0538-37-2583 | |

静岡市健康福祉部健康づくり推進課 / 静岡市葵区追手町5-1 ☎054-221-1571
浜松市健康福祉部健康増進課 / 浜松市中区鴨江2-11-2 ☎053-453-6125

具体的な標識の内容等

施設等の出入口
及び喫煙室の出入口の
わかりやすい場所に
掲示をお願いします。



スワンさん

禁煙

分煙

喫煙可

	施設等の出入口		喫煙室の出入口	
	記載事項	標識例	記載事項	標識例
禁煙	<p>■ 喫煙できる場所がない旨</p> <p>※飲食店は、禁煙の場合も標識掲示義務があります。</p>	<p>禁煙 No Smoking</p> <small>「喫煙」には、加熱式たばこも含まれます。</small>	<p>分煙は、禁煙・喫煙スペースが、しっかり分かれてるんだね。 ※喫煙室は技術的基準(表面※1)を満たす必要があります。</p>	
	<p>■ 喫煙専用室が設置されている旨</p> <p>(喫煙室内での飲食不可)</p>	<p>喫煙専用室あり Designated smoking room available</p> <small>「喫煙」には、加熱式たばこも喫うことが含まれます。</small>	<p>■ もっぱら喫煙をすることができる場所である旨</p> <p>■ 20歳未満の方は立入禁止である旨</p>	<p>喫煙専用室 Designated smoking room</p> <small>20歳未満の方は立ち入れません。 「喫煙」には、加熱式たばこも喫うことが含まれます。</small>
	<p>■ 指定たばこ(加熱式たばこ)専用喫煙室が設置されている旨</p> <p>(喫煙室内で飲食等可)</p>	<p>加熱式たばこ専用喫煙室あり Designated heated tobacco smoking room available</p>	<p>■ 指定たばこ(加熱式たばこ)を喫煙することができる場所である旨</p> <p>■ 20歳未満の方は立入禁止である旨</p>	<p>加熱式たばこ専用喫煙室 Designated heated tobacco smoking room</p> <small>20歳未満の方は立ち入れません。</small>
	<p>■ 喫煙可能室が設置されている旨</p> <p>(喫煙室内で飲食可)</p>	<p>喫煙可能室あり Smoking room available</p> <small>「喫煙」には、加熱式たばこも喫うことが含まれます。</small>	<p>■ 喫煙することができる旨</p> <p>■ 20歳未満の方は立入禁止である旨</p>	<p>喫煙可能室 Smoking room</p> <small>20歳未満の方は立ち入れません。 「喫煙」には、加熱式たばこも喫うことが含まれます。</small>
喫煙可能店	<p>■ 喫煙することができる場所である旨</p> <p>■ 20歳未満の方は立入禁止である旨</p>	<p>喫煙可能店 Smoking area</p> <small>「喫煙」には、加熱式たばこも喫うことが含まれます。</small>	<p>時間分煙や不完全分煙は「喫煙可」に該当するよ。</p> <p>[時間分煙] 昼間は禁煙・夕方以降は喫煙可のように時間帯で喫煙の可否が異なる場合</p> <p>[不完全分煙] 禁煙席と喫煙席をつい立て区切っただけ等たばこの煙が外に流れ出ている場合</p>	

「既存特定飲食提供施設」のみ経過措置として選択可
 ① 客席面積100㎡以下 ② 個人経営又は資本金5,000万円以下 ③ 2020年3月31日までに営業許可を受けている
 ※選択した場合は、所在地を管轄する保健所(静岡市の場合は静岡市)に届出が必要です。



スマウスさん